



## パートB - サービス特約 (2026年1月時点のバージョン)

### 1NCE Fixersに関するサービス固有の利用条件

#### 1. 1NCEのサービス固有の履行義務

- 1.1 1NCE Fixersでは、お客様は1NCEにさまざまなIT関連のコンサルティングやサポートサービスを提供するよう指示することができます。1NCE専門サービスの種類、範囲および品質（サービスレベル）は、該当する指示書（「作業説明書」とも呼ばれる）に定められています。これらのサービスは、特に以下の事項に関連させることができます。
- a) 特に、M2M/IoTアプリケーション分野におけるソフトウェア開発および構成管理に関する専門的なノウハウとコンサルティングの提供、および
  - b) 関連する内部および外部ITプロジェクトの計画、準備、実施におけるお客様の支援。
- 1.2 注文には、プロジェクト計画に関する追加の規定が含まれ、これには例えば、連絡担当当事者、エスカレーションプロセス、1NCEがお客様に合理的な範囲内で利用可能となる通常の営業時間などが含まれます。
- 1.3 一般に、1NCEはそのサービス提供場所を自由に選択することができるものとします。本サービスの提供に際し、個別の事案において1NCEの従業員または下請け業者が特定の場所にいる必要がある場合、1NCEは通常の業務過程で可能な限り当事者間で事前に合意された日程の後にお客様と合意した場所でサービスを提供します。
- 1.4 本サービスの変更、特に新規要件の追加を含むものは、(a) 当事者間でその実現可能性および商業的影響について共同評価され、(b) 実施前に当事者間でテキスト形式の合意が必要です。

#### 2. 本サービス特約およびお客様の協力義務

お客様は、1NCEがサービスを提供できるよう、合理的な範囲で協力しなければなりません。特に、お客様は次のことを行わなければなりません。

- a) 1NCEに対し、お客様が使用するすべてのプロジェクト関連ITシステムおよびサービスの適正な提供に影響を及ぼし得るお客様の領域内のその他の事象について包括的かつ正確に通知する。これには、ITシステムやその他の事象の後続の変更も含まれます。

- b) 1NCEからの情報要求に対し、適切な回答やコメントを提供し、当事者によるレビュー会議に積極的に参加する。
- c) 注文期間中、プロジェクト調整のためにお客様が指定した連絡担当者の重大な不在期間（病気、休暇など）について、1NCEに積極的に報告し、その代理を指名する。
- d) 1NCEの従業員および下請け業者に対しては、必要に応じてお客様の施設およびITシステムへのアクセスを許可し、現地訪問時に必要な技術機器（例：電源、インターネット接続等）を提供してください。
- e) 本サービスが、必ずお客様が第三者から取得したソフトウェアの使用を伴う場合、該当する第三者ライセンサーが付与する使用権が1NCEによるソフトウェアの利用も許可していることを確保する。および
- f) お客様が使用する該当するITシステムの運用、特にコンピュータープログラム、インターフェース、データソースに関して、本サービスの意図された用途のために1NCEが定めるシステム要件を満たす。

#### 3. 料金および費用に関するサービス特約

- 3.1 お客様が支払うべき料金は、通常、一括金額または労力に基づく時間単価または日払いの形で注文書に定められています。当事者間で別途合意がない限り、これらの料金は、該当する注文締結時に適用される価格表に基づいて決定されるものとします。
- 3.2 料金が日割りで計算される場合は、8時間の労働時間に相当するものとします。当該日の労働時間がこれを超えた場合は、その超過分については日割りの8分の1相当額の時給で支払われるものとします。時間単価に基づく請求を行う場合、開始した時間は時間按分により課金されるものとします。従量課金請求によって報酬が支払われるすべてのサービスにおいて、1NCEはサービスおよび業績記録に費やされた時間を記録し、請求書発行の一環として各ケースでお客様に提供します。
- 3.3 お客様は、サービス提供に関連して発生した費用について1NCEに返金する義務を負わなければなりません。これには、特に、の事業所または第三者の事業所におけるオンサイト対応の場合に、1NCEが派遣する従業員または下請業者の旅費（往復の移動費、宿泊費、その他の経費など）が



含まれます。

**4. 契約期間および終了（契約解除）に関するサービス特約**

- 4.1 当事者間で別途合意がない限り、本注文は期間の定めのないものとして締結され、いずれの当事者も、2か月前までに通知することにより、当該月の末日をもって解除することができます。
- 4.2 正当な理由による特別解除の権利およびドイツ民法典（BGB）第627条に基づく解除権は影響を受けません。

**5. 労働結果に関する利用権**

1NCEがサービス提供の範囲内で特定の成果物を作成した場合、注文において別途合意がない限り、1NCEは、当該成果物の作成時点から、お客様に対し、それらの成果物を使用する非独占的な権利を付与します。当該使用権は、期間および地域に制限がなく、かつサブライセンス不可、譲渡不可とします。